

回答書

入札件名：鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力

栃木県下水道管理事務所

	質問	回答
1	燃料費・市場価格調整は「当該地域を管轄する 旧 一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。」と記載がございますが、入札公告が公表された時点の内容（東京電力エナジーパートナーが公表する電気需給約款（2026年4月1日実施））を供給満了日まで適用する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	検針結果は一般送配電事業者が実施しており、使用量は請求書に記載しておりますので、請求書発送をもって検査を受けると解釈してよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	弊社は一需要場所に対し一請求、一入金としており、分割請求・分割入金は対応しておりませんが、問題ないでしょうか。 仮に分割入金をご希望の場合、弊社指定の書式で毎月下記事項を入金予定が決まった時点でご報告いただくことは可能でしょうか。 ・入金予定日 ・各入金名 ・各入金金額	問題ありません。
4	弊社の請求書は、毎月第6営業日頃に印刷・発送しております。 ご了承くださいませでしょうか。 （第4営業日を目安に請求金額をWEBサービスでご確認いただくことは可能です）	了承します。
5	お支払いについて、口座振替もしくは銀行振込からご選択いただけます。 銀行振込の場合、振込手数料はお客様負担をお願いしております。問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	弊社では、単価の桁数を小数点以下第2位までの表示としております。問題ないでしょうか。	問題ありません。
7	仕様書の契約電力値は現在の契約値と同じでしょうか。（供給開始時に契約電力の変更はございませんでしょうか。）	仕様書のとおり、契約電力を現在の1189kWから1205kWへ変更を予定しています。
8	入札金額算出のため、1年間分の30分値データをいただくことは可能でしょうか。	当該データを扱っていないため、提供できません。

	質問	回答
9	計量日は何日でしょうか。 計量日が1日以外の場合、初回請求は使用期間N月1日～N月計量日の前日をN+1月にご請求いたします。 最終分の使用期間であるM月計量日～M月31日のご請求はM+2月にご請求となり、年13回の請求となること、ご了承くださいませでしょうか。	計量日： 1日 県央浄化センター 8日 南第2ポンプ場 10日 東第1ポンプ場、消化ガス発電設備 13日 南第1ポンプ場 年13回の請求について、了承しました。